

平成 30 年 5 月 22 日

厚生労働省 年金局
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見

平成 30 年 4 月 23 日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見

項番	内容
1	<p><意見></p> <p>翌々事業年度に特例掛金を拠出する場合において、増加見込額D（＝最低積立基準額の増加見込額＋積立金の減少見込額）が負値となる場合、算定される特例掛金額の下限が引き上がり、多数のDBにおいて従前と比べ拠出負担が大きくなる。</p> <p>特に、翌事業年度や翌々事業年度に特別掛金やリスク対応掛金の拠出をするケースにおいて、当該掛金拠出の効果が十分に反映されていない特例掛金額が下限となり、規制強化と考えられる。</p> <p>今回の改正案について、改めて検討いただきたい。</p> <p>（従来と同様、基準日の積立不足と基準日以降に見込まれる積立不足のそれぞれについて必要掛金を算定する方法とすることが考えられる。）</p> <p><補足></p> <p>計画的な掛金拠出を目的に、非継続基準を考慮して（非継続特例掛金なるべく発生しないように）特別掛金の水準を決定することや、リスク対応掛金を設定することが一般的に行われており、増加見込額Dが負値となるケースも多い。現行基準であれば、特別掛金・リスク対応掛金を拠出する分、特例掛金が減少するが、改正案では特別掛金・リスク対応掛金の拠出効果が限定的となり、特例掛金をさらに上乘せする必要がある。実態として、非継続基準に抵触しているDBの大半において増加見込額Dが負値となり特例掛金が増加することが見込まれることから、その影響が懸念される。</p>

以上